

「三菱」商号使用差止等請求事件：東京平成 25(ネ)18129・平成 25 年 12 月 19 日（民 47 部）判決＜請求認容＞

【キーワード】

著名な営業表示（不競法 2 条 1 項 2 号）営業表示等の同一・類似，営業上の利益の侵害に対する差止請求権（法 3 条），法適用外（法 19 条 1 項）

【主 文】

- 1 被告は，その営業上の施設又は活動に，「有限会社三菱合同丸漁業」その他の「三菱」の文字を含む商号及び標章を使用してはならない。
- 2 被告は，「三菱」の文字を，船舶，魚類選別台，名刺その他の営業表示物件から抹消せよ。
- 3 被告は，千葉地方法務局平成 1 4 年 8 月 1 日設立の商業登記中，「有限会社三菱合同丸漁業」の商号登記の抹消登記手続をせよ。
- 4 被告は，原告らに対し，それぞれ 1 0 万円及びこれに対する平成 2 5 年 7 月 2 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 5 訴訟費用は被告の負担とする。
- 6 この判決は，第 3 項を除き，仮に執行することができる。

【事 実】

本件は，原告らが，被告は，自己の営業表示として原告らの著名な営業表示と同一又は類似のものを使用して，原告らの営業上の利益を侵害していると主張して，被告に対し，不正競争防止法（以下「法」という。）2 条 1 項 2 号，3 条に基づき，営業表示の使用の差止め並びに営業表示物件からの「三菱」の文字の抹消及び被告の商号登記の抹消登記手続を求め，法 4 条に基づき，それぞれ弁護士費用相当損害金 1 0 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無いが，後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められることができる事実）

(1) 原告三菱商事株式会社は，船舶や水産物等の売買及びこれらの生産，製造・加工業等を目的とする会社であり，原告三菱重工業株式会社は，船舶等の建造，販売及び修理等を目的とする会社である。

原告らは，いずれも「三菱グループ」と呼ばれる企業グループに属し，同グループ及び原告らそれぞれの営業表示としていずれも著名な「三菱」との標章（以下「原告ら営業表示」という。）を使用している。

（甲 4 ないし 6，1 0，1 1）

(2) 被告は，平成 1 4 年 8 月 1 日に設立された漁業を目的とする会社である。

被告は、商号を「有限会社三菱合同丸漁業」（以下「被告商号」という。）とする商業登記を経由し、その営業上の施設又は活動に、被告商号のほか、「三菱合同丸」等の「三菱」の文字を含む標章（以下「被告営業表示」といい、被告商号と併せて「被告営業表示等」という。）を使用し、また、漁船等の船舶、魚類選別台、名刺にこれらを表示している。

(3) 被告は、三菱グループに属する会社ではなく、原告らや三菱グループと何ら経済的、組織的関連がない。

2 争点

(1) 被告営業表示等が原告ら営業表示と同一又は類似するか否か（争点1）

(2) 被告が被告営業表示等を使用する行為によって原告らの営業上の利益が侵害されるおそれがあるか否か（争点2）

(3) 被告が被告営業表示等を使用する行為について法3条及び4条の適用が除外されるか否か（争点3）

【判 断】

1 争点1（被告営業表示等が原告ら営業表示と同一又は類似するか否か）について

被告商号は、「有限会社三菱合同丸漁業」であるが、このうち「有限会社」の部分は会社の種類を表し、「漁業」の部分は事業分野を表す一般名詞で、特定の営業を識別する機能はない。そして、「三菱」の部分は、著名な原告ら営業表示と同一であり、「合同丸」の部分は漁業に関連する船舶の名称としてありふれたものであって、「三菱」の部分が営業を示す識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるから、被告商号を見る者は、「三菱」の部分だけを独立して感得するものと認められる。このことは、「三菱合同丸」等の被告営業表示についても同様であって、これを見る者は、「三菱」の部分だけを独立して感得するものと認められる。そうすると、原告ら営業表示と被告営業表示等との類否を判断するに当たっては、原告ら営業表示と被告営業表示等の構成中の「三菱」の部分に対比するのが相当である。そして、これらは、称呼及び觀念が同一であるから、被告営業表示等は、原告ら営業表示に類似する。

被告は、被告商号や「三菱合同丸」等の被告営業表示の由来等からしてその要部は「三菱合同丸」の部分であると主張するが、被告商号や被告営業表示を見る者は、「三菱」の部分だけを独立して感得するのであって、このことは被告営業表示等の由来や本件マークとともに用いられてきたことにかかわりがないから、被告の上記主張は、採用することができない。

2 争点2（被告が被告営業表示等を使用する行為によって原告らの営業上の利益が侵害されるおそれがあるか否か）について

被告は、原告らや三菱グループとは何ら経済的、組織的関連がないのであり、被告が自己の営業表示として著名な原告ら営業表示に類似のものを使用すると、少なくとも原告らの信用等が化体した原告ら営業表示の希釈化が生じるおそれ

があるものといわざるを得ない。そうであるから、被告が被告営業表示等を使用する行為によって原告らの営業上の利益が侵害されるおそれがあると認められる。

3 争点3（被告営業表示等を使用する行為について法3条及び4条の適用が除外されるか否か）について

被告営業表示等は、A家の氏ではないし、A家の氏と何らかの関わりがあることを認めるに足りる証拠はない。

また、A家では原告ら営業表示が著名になる前の遅くとも昭和16年頃から被告営業表示等を使用していたことを認めるに足りる証拠はない（被告が援用する乙3の1（集合写真）には、本件マークの下に縦書きで「<以下略>」と表示された幟や本件マーク等が表示された旗などが撮影されているに過ぎないし、乙3の2（写真）は、船首に「第十九三菱合同丸」と表示された船舶が撮影されたものであり、被告の主張するように、これが昭和31年ごろに撮影されたものであるとしても、前記前提事実、証拠（甲1、2、4、5、11）及び弁論の全趣旨を総合すれば、原告ら営業表示は、その頃よりも前から原告らや三菱グループの営業表示として既に著名であったことが認められるから、乙3の2は、A家が原告ら営業表示が著名になる前から被告営業表示等を使用していたことを明らかにするものではない。）。

そうであるから、被告が被告営業表示等を使用する行為について、法3条及び4条の規定の適用が除外されるとは認められない。

4 原告ら営業表示の著名性に照らせば、被告には、原告ら営業表示に類似する被告営業表示等を使用して原告の営業上の利益を侵害したことについて、少なくとも過失があると認められるところ、本件事案の内容やその難易等、諸般の事情を考慮すると、被告の侵害行為と相当因果関係に立つ弁護士費用相当損害金は、原告らそれぞれにつき各10万円を認めるのが相当である。

したがって、原告らの請求は、すべて理由がある（訴状送達の日翌日が平成25年7月26日であることは、記録上明らかである。）。

5 よって、原告らの請求は、すべて理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. この不競法事件は、原告らはいずれも東京に本社をおく「三菱」系の大企業であるところ、被告は千葉県鴨川の漁業会社で、事業分野は全く異なり、原告らや三菱グループとは何の経済的、組織的な関係もない。

そこで、裁判所はまず、被告の営業表示等は原告の営業表示と同一又は類似するか否かについて検討したところ、いずれの商号についても、看者は「三菱」の部分だけを独立して感得するものであるから、両者の営業表示の類否を判断するに当たっては、原告ら営業表示と被告営業表示等の構成中の「三菱」の部分に対比するのが相当であると認定した。その結果、「称呼及び觀念が同

一であるから、被告営業表示等は、原告ら営業表示に類似する」と認定した。しかし、ここは前記のとおり文字の外観も同一であるから、被告営業表示等は、「原告ら営業表示と同一である」と認定するのが妥当であろう。

被告は、被告商号や被告営業表示の由来について一応釈明しているが、「三菱」部分の強さの前には通用しなかった。

2. ところで、裁判所は、被告の行為によって、原告らの信用等が化体した原告ら営業表示の希釈化が生じるおそれがあるから、これによって原告らの営業上の利益が侵害されるおそれがあると認められると認定した。この事案は、被告が、著名商号等の営業表示の冒用行為の禁止に違反する不正競争行為を行うことは、原告らの信用等が化体した原告らの営業表示をフリーライドすることにより希釈化を生ずるおそれがあると裁判所は認定したが、そのとおりの行為いえるだろう。

3. 不競法19条1項は、法3条、4条の適用が除外される場合の行為について規定することから、裁判所はこれについて検討したところ、適用除外するような証拠はないと認定した。

4. 弁護士費用について裁判所は、被告の侵害行為と相当因果関係に立つ相当損害金は、原告らそれぞれにつき各10万円を相当と認定したけれども、この金額は必ずしも合理的な算定によるものではなく、原告らの主張をそのまま認めたものである。

〔牛木 理一〕